

事 務 連 絡

平成 29 年 12 月 25 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災管理課労災保険財政数理室長

平成 30 年度から適用される労災保険率および労務費率の周知について（協力依頼）

貴会におかれましては、労働基準行政、とりわけ労災保険の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険率および労務費率は、原則として3年ごとに改定を行っておりますが、平成 30 年度から適用される労災保険率等を定める省令案について、平成 29 年 12 月 21 日に、労働政策審議会より厚生労働大臣あてに「妥当」との答申がありました。改定内容については別添をご覧ください。今後、平成 30 年 4 月 1 日の施行に向け、速やかに省令改正等の作業を行う予定としております。

なお、今般の改定により、貴会の会員に關係する別紙の業種について、労災保険率を引き下げないし据え置く予定としているところです。また、労務費率についても、引き下げないし据え置く予定としているところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員の方々への周知方、よろしくお取り計らい願います。

(参考)

労災保険率の改定等の省令改正案については、以下に掲載されています。

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2017 年 12 月 > 労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います（労災保険率等改定に係る資料は「資料 3」）

(URL) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188909.html>

## (労災保険率)

業種	現在の労災保険率	改定後の労災保険率
水力発電施設、 ずい道等新設事業	1,000分の79	1,000分の62
道路新設事業	1,000分の11	1,000分の11
舗装工事業	1,000分の9	1,000分の9
鉄道又は軌道新設事業	1,000分の9.5	1,000分の9
建築事業（既設建築物設 備工事業を除く。）	1,000分の11	1,000分の9.5
既設建築物設備工事業	1,000分の15	1,000分の12
機械装置の組立て又は 据付けの事業	1,000分の6.5	1,000分の6.5
その他の建設事業	1,000分の17	1,000分の15

## (労務費率)

業種	現在の労務費率	改定後の労務費率
水力発電施設、 ずい道等新設事業	19%	19%
道路新設事業	20%	19%
舗装工事業	18%	17%
鉄道又は軌道新設事業	25%	24%
建築事業（既設建築物設 備工事業を除く。）	23%	23%
既設建築物設備工事業	23%	23%
機械装置の組立て又は 据付けの事業		
組立又は取付けに 関するもの	40%	38%
その他のもの	22%	21%
その他の建設事業	24%	24%

# 労災保険率及び第一種特別加入保険料率

【別添】

(平成30年4月1日改定予定)

(単位:1/1,000)

業種	改定後の料率	現行料率
林業	60	60
海面漁業	18	19
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3
採石業	49	52
その他の鉱業	26	26
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79
道路新設事業	11	11
舗装工事業	9	9
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5
建築事業	9.5	11
既設建築物設備工事業	12	15
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5
その他の建設事業	15	17
食料品製造業	6	6
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
木材又は木製品製造業	14	14
パルプ又は紙製造業	6.5	7
印刷又は製本業	3.5	3.5
化学工業	4.5	4.5
ガラス又はセメント製造業	6	5.5
コンクリート製造業	13	13
陶磁器製品製造業	18	19
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
金属精錬業	6.5	7
非鉄金属精錬業	7	6.5
金属材料品製造業	5.5	5.5
鋳物業	16	18
金属製品製造業又は金属加工業	10	10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
めつき業	7	7
機械器具製造業	5	5.5
電気機械器具製造業	2.5	3
輸送用機械器具製造業	4	4
船舶製造又は修理業	23	23
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5
その他の製造業	6.5	6.5
交通運輸事業	4	4.5
貨物取扱事業	9	9
港湾貨物取扱事業	9	9
港湾荷役業	13	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
船舶所有者の事業	47	49
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
ビルメンテナンス業	5.5	5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
その他の各種事業	3	3

## 特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定予定)

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

	改定後の料率	現行料率
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13
特2 建設業の一人親方	18	19
特3 漁船による自営業者	45	46
特4 林業の一人親方	52	52
特5 医薬品の配置販売業者	7	7
特6 再生資源取扱業者	14	14
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49
特8 指定農業機械従事者	3	3
特9 職場適応訓練受講者	3	3
特10 金属等の加工、洋食器加工作業	15	16
特11 履物等の加工の作業	6	7
特12 陶磁器製造の作業	17	17
特13 動力機械による作業	3	4
特14 仏壇、食器の加工の作業	18	18
特15 事業主団体等委託訓練従事者	3	3
特16 特定農作業従事者	9	9
特17 労働組合等常勤役員	3	4
特18 介護作業従事者	5	6

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

(据え置き)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3
--------------------	---	---

# 労務費率

(平成30年4月1日改定予定)

		改定後の率	現行
水力発電施設、 ずい道等新設事業		19%	19%
道路新設事業		19%	20%
舗装工事業		17%	18%
鉄道又は 軌道新設事業		24%	25%
建築事業		23%	23%
既設建築物設備工事業		23%	23%
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	38%	40%
	その他の もの	21%	22%
その他の建設事業		24%	24%